

## 入札参加にあたっての留意事項の一部改正について

入札参加にあたっての留意事項（平成21年4月1日施行）の一部を次のとおり改正する。

（新旧対照表のとおり）

## 入札参加にあたっての留意事項の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 技術者の適正配置について</p> <p>建設業法に規定している次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 請負金額が<u>4, 500万円</u>（建築一式の場合は<u>9, 000万円</u>）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。</p> <p>(2) 下請契約の請負代金の合計が<u>5, 000万円</u>（建築一式の場合は<u>8, 000万円</u>）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。</p>	<p>1 技術者の適正配置について</p> <p>建設業法に規定している次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 請負金額が<u>4, 000万円</u>（建築一式の場合は<u>8, 000万円</u>）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない。</p> <p>(2) 下請契約の請負代金の合計が<u>4, 500万円</u>（建築一式の場合は<u>7, 000万円</u>）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。</p>
<p>2 配置する技術者の資格について</p> <p>一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) <u>4, 500万円</u>以上<u>8, 000万円未満</u>の工事の場合は、原則として1級建設機械施工技士、2級の建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、2級の土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>4, 500万円未満</u>の舗装工事（軽微な舗装工事を除く）の場合は、2級以上の舗装施工技術管理者</p> <p>(4) ~ (5) 略</p>	<p>2 配置する技術者の資格について</p> <p>一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) <u>4, 000万円</u>以上<u>8, 000万円未満</u>の工事の場合は、原則として1級建設機械施工技士、2級の建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、2級の土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>4, 000万円未満</u>の舗装工事（軽微な舗装工事を除く）の場合は、2級以上の舗装施工技術管理者</p> <p>(4) ~ (5) 略</p>

#### 4 秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱」の遵守等について

秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱」(平成4年2月20日付け監-1640)を遵守するものとし、特に次の事項に留意して下さい。

(1)～(3) 略

(4) 建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払いに努めること。また、平成9年4月から1週間の法定労働時間が原則として40時間となつたことに加え、令和6年4月から建設業の時間外労働規制が適用となったので、これを遵守し、労働時間の短縮や休日の確保に十分留意すること。

なお、当町では、土曜日、日曜日及び祝日等（夏期、年末年始休暇を含む。）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合わせて、平均13.8日／月を超える場合は、工期延長を求めることができます。

#### 4 秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱」の遵守等について

秋田県の「建設産業における生産システム合理化指導要綱」(平成4年2月20日付け監-1640)を遵守するものとし、特に次の事項に留意して下さい。

(1)～(3) 略

(4) 建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払いに努めること。また、平成9年4月から1週間の法定労働時間が原則として40時間となつた

で、これを遵守し、労働時間の短縮や休日の確保に十分留意すること。

なお、当町では、土曜日、日曜日及び祝日等（夏期、年末年始休暇を含む。）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合わせて、平均13.5日／月を超える場合は、工期延長を求めることができます。

#### 附 則

この留意事項は、令和7年2月1日から施行する。